

**平成30年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）が  
充てられている社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられました。消費税率引上げの趣旨は、今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」の財源確保にあることから、増収分については、その用途を明確にし、全額を「社会保障4経費」「社会保障施策に要する経費」に充てる旨地方税法に明記されました。  
これを踏まえ、鎌ヶ谷市では、地方消費税交付金（社会保障財源化分）について、次のとおり充当しました。

- ※「社会保障4経費」とは、  
制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費  
※「社会保障施策に要する経費」とは、  
①社会福祉（生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉など）  
②社会保険（国民健康保険、介護保険、年金など）  
③保健衛生（医療費に係る施策、感染症その他の疾病予防対策、健康増進対策など）

**《歳入》**

<b>地方消費税交付金(社会保障財源化分)</b>	<b>806,692 千円</b>
---------------------------	-------------------

**《歳出（充当先）》**

区分	充当事業	平成30年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金	その他
社会福祉	子ども医療費助成に要する経費 (子ども医療費助成金)	323,549	101,956	0	0	52,504	169,089
	児童手当に要する経費 (児童手当)	1,633,450	1,386,555	0	0	58,499	188,396
	施設型給付に要する経費・民間 保育所整備助成事業 (管内民間保育所運営委託)	783,940	381,617	0	179,024	52,908	170,391
	生活保護に要する経費 (生活保護費)	2,243,896	1,821,775	0	0	100,017	322,104
	小計	4,984,835	3,691,903	0	179,024	263,928	849,980
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金 (国民健康保険特別会計繰出金)	604,610	344,786	0	0	61,562	198,262
	介護保険特別会計繰出金 (介護保険特別会計繰出金)	1,042,917	15,419	0	0	243,455	784,043
	後期高齢者医療費負担金に要する経費 (療養給付費負担金)	830,354	0	0	0	196,743	633,611
小計	2,477,881	360,205	0	0	501,760	1,615,916	
保健衛生	予防接種に要する経費 (各種予防接種)	234,955	2	0	61,900	41,004	132,049
	小計	234,955	2	0	61,900	41,004	132,049
合計		7,697,671	4,052,110	0	240,924	806,692	2,597,945